

石川県土木部優良委託業務表彰要領

(総 則)

第1条 この要領は土木部及び農林水産部水産課漁港漁村整備室が土木部委託業務成績評定試行要領に基づき評定を行った建設コンサルタント業務に関し、その履行及び技術力が優秀であり他の模範とするにふさわしい業務（以下「優良委託業務」という。）を選考し、その業務の受託者を顕彰することにより、建設技術者の技術力の向上と委託業務の質的向上を図るため必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 優良委託業務の表彰は、次のものとする。

- (1) 部長表彰

(選考部門)

第3条 優良委託業務の選考部門は、次の部門とする。

- (1) 建設コンサルタント業務

(委員会の設置)

第4条 土木部長は、優良委託業務を選考及び承認するため、優良委託業務選考委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

(委員会の構成)

第5条 委員会の委員は、土木部長、技監、参事、土木部次長、土木部各課長、都市計画課生活排水対策室長、監理課技術管理室長とする。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置くものとする。
委員長は土木部長、副委員長は技監をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を主宰する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 委員会の事務局は、技術管理室に置き、事務局長は技術管理室担当課長をもって充てる。

(選考対象業務)

第6条 部長表彰の選考対象業務は、次の各号に該当する建設コンサルタント業務とする。

- (1) 表彰日の属する年度（以下「表彰年度」という。）の前年度に完了した業務
- (2) 請負額が500万円以上の業務
- (3) 業務成績評定点数が85点以上の業務
- (4) 他の模範とするにふさわしい業務

なお、特段に優良な業務については、上記(1)から(4)の規定にかかわらず選考対象業務とすることができるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する業者が実施した業務は、選考から除外する。

- (1) 本社が県外にある者（但し、石川県との「災害時における応急調査業務に関する基本協定」に協力する者は除く）
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者のうち、表彰日において石川県建設工事等競争入札参加資格の再認定がなされていない者
- (3) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者のうち、表彰日において石川県建設工事等競争入札参加資格の再認定がなされていない者
- (4) 表彰年度の前年度表彰日の翌日から表彰日までにおいて、指名停止措置を受けた者
- (5) その他表彰にふさわしくないと認められる者

3 前項第4号の該当要件は、一原因に対し一回のみの適用とする。（但し、表彰日に指名停止を受けている者は除く）

(委員会の開催、審議)

第7条 委員会は、委員長が召集し、その会議の議長となる。

2 委員会の審議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員会は、優良委託業務(案)を審議し、優良委託業務部長表彰を選考するものとする。

(推薦の方法)

第8条 優良委託業務の推薦は、次の事務所等（事務所、課）が行うものとする。

- (1) 南加賀、石川、県央、中能登、奥能登の5土木総合事務所
- (2) 安原・高橋川工事、金沢港湾、七尾港湾の3事務所
- (3) 監理、道路建設、道路整備、河川、港湾、砂防、都市計画、公園緑地、建築住宅、営繕、水道企業、農林水産部水産課漁港漁村整備室の11課1室

- 2 事務所長は土木部長（事務局長・各主務課長経由）へ事務所の優良委託業務を推薦するものとする。
- 3 各主務課長は、土木部長（事務局長経由）へ優良委託業務を推薦するものとする。

（表彰の取り消し）

第9条 部長表彰の表彰後に、当該表彰業務に関し、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、委員会にて審議のうえ、当該表彰業務に係る表彰を取り消し、受賞者に表彰状の返還を求めることができるものとする。

- (1) 受賞者が瑕疵の修補請求を受けたとき
- (2) 損害賠償請求事由が発生したとき
- (3) 受賞者が法令違反等により処分を受けたとき
- (4) 表彰に相応しくない事由が発生したとき

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

平成28年 4月 1日実施

平成29年 9月28日改正

平成30年 4月 1日改正

令和3年 9月 8日改正